

令和2年6月30日

保護者の皆様へ

横浜市立丸山台小学校
校長 新井 篤志

新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯への 就学援助制度（特別審査）の申請受付について

今年度の就学援助制度につきましては、4月当初に「就学援助制度のお知らせ」を配付しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯については、より早い時期に援助が行われるよう、直近の収入での特別審査を実施することとなりました。

特別審査を希望される方は、別紙「新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯への就学援助制度（特別審査）のお知らせ」（6月30日配付）の内容をよくご確認ください、配付済の令和2年度就学援助申請書とともに必要書類を学校へご提出ください。

なお、既に今年度の就学援助を申請されているご家庭につきましては、今回再度申請頂く必要はありません。申請書類の廃棄・紛失や何かご不明な点がございましたら担当事務職員、もしくは教育委員会所管課までご連絡ください。

受付期間 7月1日(水)～7月14日(火)

以降令和3年2月末日まで随時受付

1. 受付場所

横浜市立丸山台小学校 事務室 （住所：横浜市港南区丸山台3-8-1）

・お子さまに持たせる場合には、封筒に入れて担任までご提出ください。

2. 提出書類

① **就学援助申請書** 【新規・継続を問わず、申請をする方全員提出】

・お子さまお一人につき一枚必要です。

② **就学援助受領申出書** 【新規・継続を問わず、申請をする方全員提出】

・銀行口座の名義人は、申請書の申請者（保護者）と必ず同じにしてください。（お父様が申請者でお母様名義の口座に振込は不可）また、振込先口座に関して誤って記入された場合には、組戻・訂正手数料をご負担いただくことがありますので、記入の際十分にご注意ください。

③ **必要書類（特別審査を利用する場合）【必須】**

・別紙の必要書類欄をよくご確認ください。

3. 支給時期 令和2年10月以降（申請時期に応じて支給時期が遅くなります。）

お問合せ先：横浜市立丸山台小学校 担当 事務職員 福原 飛鳥 TEL:045-843-9631
横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 就学係 TEL:045-671-3270

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯への 就学援助制度(特別審査)のお知らせ

就学援助制度では原則前年(2019.1.1~2019.12.31)の所得で審査をしますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯については、直近の収入で審査(特別審査)いたします。

特別審査をご希望される場合は、このお知らせをお読みいただき、「令和2年度就学援助申請書」と必要書類をお子さまの通っている学校へ提出してください。

なお、既に令和2年度の就学援助を申請された方については、今回、直ぐに再申請をしていただく必要はありません。4月中に申請された方には、7月下旬に学校から審査結果をお知らせします。

1. 援助の対象となる方

① まだ令和2年度の就学援助申請をしておらず、通常の就学援助の要件に該当する方

- ① 平成31年4月以降生活保護を受けられなくなった方(世帯変更による廃止を除きます)
- ② 児童扶養手当を受けている方
- ③ その他経済的にお困りの方(前年の世帯全体の所得が次の限度額以下の方)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総収入 (めやす)	380万円	446万円	497万円	562万円	620万円	689万円	742万円
総所得	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円

※ 詳細は、令和2年4月に学校から配布された「就学援助制度のお知らせ(令和2年度)」をお読みください。

※ 所得とは、課税(非課税)証明書の「総所得金額」のことです。これは、源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「所得金額」の「合計」欄の金額をさします。

※ ひとり親家庭、父母以外の方が養育するご家庭、障害者のいるご家庭(障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)等をお持ちの方)、個別支援学級在級児童・生徒のいるご家庭、医療費控除を受けたご家庭、所得者が複数いるご家庭については、所得から一定額を控除するため、限度額を超えていても認定できる場合があります。

➡ 「4. 申請方法」へ進む

② 特別審査

①には該当しないが「今年(令和2年)の世帯全体の総所得の見込み額」が上記表の限度額以下の方

➡ 「2. 必要書類」へ進む

裏面あり

2. 必要書類

「令和2年度就学援助申請書」に以下の書類を添付してください。

(1)【令和2年度就学援助】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別審査申立書【必須】

(2) 収入を証明する書類（家計急変した方は急変後の収入）【必須】

【例】 給与収入の方：直近の給与明細（少なくとも3か月分）、（家計急変後の）会社作成の給与見込、（離職時の）源泉徴収票など

自営業の方：税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

※収入のある方全員分の書類を添付してください。

※収入見込額には退職金、失業手当は含めません。

(3) 18歳以上の世帯員の被扶養（扶養されていること）を確認するための書類【該当者がいる場合】

例：扶養親族分の健康保険証の写し、扶養されていることが分かる課税証明書等

(4) 年金受給金額を証明する書類【該当者がいる場合】

例：年金振込通知書、年金額改定通知書、年金証書などの氏名・受給金額がわかるもの（コピー可）

※老齢年金・遺族年金・障害年金のいずれの年金でも書類が必要です

3. 必要書類を用意できない場合

必要書類を用意できない場合は、令和3年1月から2月末までの期間に令和2年分の源泉徴収票または確定申告書の控え等（遺族年金または障害年金受給者は年金の証明書も含む）を添付し、申請してください。認定基準の限度額以下であれば、今年度に入って離婚や死別などで世帯の構成が変わらない限り、原則4月に遡って認定し、支給いたします。

4. 申請方法

- 提出書類・・・①令和2年度就学援助申請書 ②口座振込依頼書
③必要書類（㊟特別審査 を利用する場合）

※①・②は令和2年4月に学校から配布しています。

お持ちでない方は、学校にお問い合わせください。

- 提出先・・・お子さまの通っている学校（担当：各校の学校事務職員）
- 提出期間・・・令和2年7月～令和3年2月末
- 支給時期・・・令和2年10月以降（原則支給金額は変わりませんが、申請時期に応じて支給時期が遅くなります。）

5. 注意事項

- (1) 特別定額給付金は、法律により非課税となっているため、就学援助制度の認定基準となる所得には合算されません。
- (2) 通常の就学援助を申請し、非認定となった方は、「特別審査」や令和3年1月から2月末までの期間に令和2年分の所得での再申請ができます。申請書は学校でお渡しいたします。
- (3) ご質問、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 就学係【電話】671-3270

【令和2年度就学援助】新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別審査申立書

学校	申請児童・生徒
	年 組
氏名：	

必要書類を添付し、特別審査による申請を行います。

○ 申請者を含む18歳以上の全ての世帯員についてご記入ください。

	氏 名	添付書類（複数チェック可）
1		<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（家計急変した方は急変後の収入） <input type="checkbox"/> 被扶養に関する書類 <input type="checkbox"/> 年金受給額を証明する書類
2		<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（家計急変した方は急変後の収入） <input type="checkbox"/> 被扶養に関する書類 <input type="checkbox"/> 年金受給額を証明する書類
3		<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（家計急変した方は急変後の収入） <input type="checkbox"/> 被扶養に関する書類 <input type="checkbox"/> 年金受給額を証明する書類
4		<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（家計急変した方は急変後の収入） <input type="checkbox"/> 被扶養に関する書類 <input type="checkbox"/> 年金受給額を証明する書類
5		<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（家計急変した方は急変後の収入） <input type="checkbox"/> 被扶養に関する書類 <input type="checkbox"/> 年金受給額を証明する書類

※1人につき必ずいずれかに☑してください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による家計状況（減収、離職など）をご記入ください。

（注）虚偽の申告等が発覚した場合、支給された援助費の返還を求めることがありますので、
ご注意ください。